

7月9日(金)から基礎疾患を有する方などの予約・接種を開始します

7月上旬に、16歳～64歳の方に接種券などを郵送しました。国から示されている接種順位に基づき、「16歳～64歳の基礎疾患を有する方」「居宅サービス・障害福祉サービス事業所などの従事者」から予約・接種を開始します。まだ予約をしていない65歳以上の方も申し込みいただけます。

■ 予約・接種開始日

対象者	予約開始日	接種開始日
16歳～64歳の基礎疾患を有する方	7月9日(金) 午前8時30分～	7月9日(金)
居宅サービス・障害福祉サービス事業所などの従事者	別途、各事業所にお知らせします。	
50歳～64歳の方	7月14日(水) 午前8時30分～	7月14日(水)
16歳～49歳の方	今後、市報や市のホームページなどでお知らせします。	

* 基礎疾患については、接種券に同封した「新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ」の裏面をご確認ください。

* 12歳～15歳の方の接種券は準備中です。

■ 予約方法

予約は、個別・集団接種ともインターネットとワクチン接種ひたちコールセンターで受け付ける他、一部の医療機関については、直接電話での予約となります。

接種を行っている医療機関は、市のホームページや、今号の市報と同時に配布している「新型コロナウイルスワクチン接種実施医療機関一覧」でご確認いただくか、ワクチン接種ひたちコールセンターにお問い合わせください。

* インターネットとワクチン接種ひたちコールセンターで予約する方は、必ずお手元に「接種券」を用意してから予約してください。

インターネット予約 (24時間)

右記QRまたは市のホームページから「ワクチン接種 予約方法」で検索してください。



コールセンターへ電話予約 (午前8時30分～午後5時15分) 土・日曜日、祝日も対応

【予約先】
ワクチン接種ひたちコールセンター
【電話番号】
050-3646-5466

直接予約を受け付ける 医療機関へ電話予約

直接予約となる医療機関は、市のホームページや「新型コロナウイルスワクチン接種実施医療機関一覧」またはワクチン接種ひたちコールセンターでご確認ください。

* ワクチン接種ひたちコールセンターや医療機関、タクシー会社などへ電話する場合は、かけ間違いにご注意ください。

■ 接種場所

医療機関での個別接種 (ファイザー社製)

接種を行っている医療機関は、市のホームページ(右記QR)や、今号の市報と同時に配布している「新型コロナウイルスワクチン接種実施医療機関一覧」でご確認ください。



地域での集団接種 (モデルナ社製)

日程(予約の際には、必ず1回目と2回目の両日とも接種可能な日を選んでください。)

場所	区分	①	②	③	④
池の川さくらアリーナ	1回目の接種	7月31日(土)	8月1日(日)	8月7日(土)	8月8日(日)
	2回目の接種	8月28日(土)	8月29日(日)	9月4日(土)	9月5日(日)

* 集団接種は、上記日程以降も継続して実施します。

詳しくは、今後、市報や市のホームページなどでお知らせします。

【問合せ】ワクチン接種ひたちコールセンター ☎ 050-3646-5466 FAX 85-8010

子育て世帯生活支援特別給付金（住民税非課税相当世帯分）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。

* 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給をすでに受けている方は、原則、重複して受けることはできませんのでご注意ください。

支給対象者

	対象者	申請手続き	支給日	支給方法
①	令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方 対象者には、7月中旬頃にお知らせを送付します。 *令和3年1月2日以降に転入された方は、支給要件の確認後、別途、通知・支給します。	不要	7月19日	児童手当などと同じ方法で支給
②	①のほか、18歳の年度末まで（障害児については20歳未満）の児童の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方	所定の申請書に記入の上、必要書類を添えて、直接か郵送で、7月19日以降に子育て支援課へ *詳しくは、市のホームページをご覧ください。	8月以降	申請書で指定した方法で支給 *原則、指定の口座へ振り込みます。
③	①のほか、18歳の年度末まで（障害児については20歳未満）の児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同等の事情があると認められる方			

支給額 子ども1人につき **5万円**

問合せ 子育て支援課 内線 338

生活困窮者自立支援金

日立市社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸し付けが終了した方のうち、下記に該当する方に支援金を支給します。

支給対象者

次のすべてに該当する方

- 世帯の生計を主として維持している方
- 求職活動を行っている方または生活保護申請中の方
- 収入・資産要件に該当する方

* 総合支援資金の再貸付を利用できない世帯には、7月1日付けで申請書などを郵送しています。

支給額（月額） 単身世帯 **6万円**、2人世帯 **8万円**、3人以上世帯 **10万円**

支給期間 3か月

申請手続き

8月31日(火)までに必要書類を直接か郵送で、社会福祉課 内線 740へ

必要書類

申請書、本人確認書類、振込口座が確認できる書類、収入が確認できる書類、預貯金が確認できる書類など
*詳しくは市のホームページをご覧ください。

問合せ 日立市生活困窮者自立支援金コールセンター
IP 050-5528-5029

総合支援資金の貸し付け

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の貸し付けを行っています。

貸付額（上限額）

単身世帯 **15万円 / 月** 2人以上世帯 **20万円 / 月**
*詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 日立市社会福祉協議会 TEL 37-1122